

別表8 補助対象外施設・機械・装置・資材等

区分	内容
1 農業生産や園芸生産を行う上で一般的に利用する機械・装置・施設等	(1) トラック、トラクター（園芸団地整備対策を除く）、土壌の耕起等用機械（暗渠施工機、プラソイラ、ソイルクランプラ等）、肥料等散布機（ブロードキャスト、ライムソア等）、フォークリフト、耕耘機、カルチ、動力噴霧器、コンテナ、パレット、運搬ライン、高圧式受電設備（キュービクル）、分析用器具・試薬、収穫管理作業用器具類、作業・収穫台車、作業台、ダンボール梱包機・製函機、及び前述に準じる機械・装置・器具（ただし、効率的な露地野菜集出荷システムの整備に必要なユニック車、フォークリフト、鉄コンテナ、運搬ライン、作業台を除く。） (2) 灌水・防除用ノズル（いずれも省力灌水装置等の一部として一体的に整備する場合を除く。） (3) 乗用型ではない管理機、草刈機（無人自律走行型草刈機を除く。） (4) トラクターや管理機等のアタッチメント（収穫関連装置、マルチ張り機、土づくり関連（マニュアルスプレッド、ロールペイラ、ヘイペイラ等）を除く。） (5) 運搬車（重量野菜等の圃場内自走式運搬車（キャタピラ式に限る。）を除く。） (6) 被覆資材、石油式暖房設備、燃油タンク、防油堤、電照装置、溶液タンク、ポンプ、貯水槽（いずれも園芸用ハウスと一体的に整備する場合、及び中古ハウスリノベーション対策で中古園芸用ハウス等と一体的に整備する場合を除く。また、井戸と一体的に整備するポンプ及び貯水槽、省力施肥灌水装置と一体的に整備するタンク、自動カーテン装置に係る被覆資材も除く。） (7) 園芸振興において政策的に特に必要な資材等、営農開始に必要な生産資材等、大雪被害防止対策に伴う園芸用ハウスの補強資材以外の資材等 (8) 農業協同組合の共同利用施設
2 その他	(1) 機械等の保管や選別調整作業などを行うための建築物（建屋） (2) ハウスを設置するための基盤整備（果樹の施設栽培を目的として、園地基盤整備を実施する場合を除く。）、新たな圃場の開墾、井戸（基盤整備促進事業の補助対象外であり、園芸用ハウス等と一体的に整備する場合又は既存の水源の水質が悪化している等やむを得ない場合を除く）、水路、暗渠（低コストな園地改良の場合を除く。）、調整池、車両の進入路、土地の取得・借り上げ等に要する経費 (3) 受益者自らが施工する場合や受益者が施工業者等に雇用されて賃金が支払われた場合など、いわゆる受益者の労務費 (4) 既存の機械・施設等を廃棄して、その代替として同種・同規模及び同効用の機械・施設等への更新に要する経費（中古ハウスリノベーション対策、5 a 以上規模拡大を伴う園芸用ハウス・いちご高設栽培施設の更新、大雨被害防止対策に伴う園芸用ハウスの建て替えを除く。） (5) 耐用年数が経過した既存の機械・装置、及び施設等の修理・補強・機能強化に要する経費（長寿命化対策、中古ハウスリノベーション対策、5 a 以上規模拡大を伴う園芸用ハウス・いちご高設栽培施設の更新、大雨被害防止対策に伴う園芸用ハウスの建て替えを除く。） (6) 既存施設、機械等の処分に要する経費

別表9 長寿命化対策の実施基準

区分	内容
補助対象	(1) 園芸用ハウス等（園芸用ハウス、育苗ハウス、果樹棚）の部材の交換・補強 補助対象経費は、法定耐用年数が経過した園芸用ハウス等の骨格部材、骨格部材と一体的となっている自動谷換気装置・自動サイド巻き上げ装置・施設全面開放装置・換気扇、硬質プラスチックフィルムの被覆資材、ガラスの被覆資材の交換・補強に係るものとする。 以下の機械・装置並びに消耗品は対象としない。 ①別表8の区分1に定める機械・装置・資材等 ②消耗品（被覆資材（硬質プラスチックフィルムとガラスを除く。）、スプリング、ハウスバンド、パッカー等） (2) 園芸用ハウス等（園芸用ハウス、育苗ハウス、果樹棚）の移転 補助対象経費は、法定耐用年数が経過した園芸用ハウス等の骨格部材、骨格部材と一体的となっている自動谷換気装置・自動サイド巻き上げ装置・施設全面開放装置・換気扇、硬質プラスチックフィルムの被覆資材、ガラスの被覆資材の解体費、一部交換部品代、運賃、建方費とする。 以下の機械・装置並びに消耗品は対象としない。 ①別表8の区分1に定める機械・装置・資材等 ②消耗品（被覆資材（硬質プラスチックフィルムとガラスを除く。）、スプリング、ハウスバンド、パッカー等） (3) いちご高設栽培施設の部材の交換・補強 補助対象経費は、法定耐用年数が経過したいちご高設栽培施設の栽培槽、高設架台、及びそれらと一体不可分なものの交換・補強に係るものとする。 以下の機械・装置並びに消耗品は対象としない。 ①局所施用ダクト、チューブ（CO₂、温度） ②消耗品（防草シート、マルチ（ベンチ上（定植用））、果実受け資材、玉出し用資材、高設培土等） (4) 茶防霜施設 補助対象経費は、法定耐用年数が経過した茶の防霜施設のファン、自動制御装置等を交換・補強に係るものとする。 (5) 茶加工用機械・装置 補助対象経費は、法定耐用年数が経過した茶加工用機械・装置の部品の交換・補強、修理に係るものとし、蒸機や粗揉機などの本体の交換については対象としない。
補助要件	事業実施後は7年以上にわたって継続して使用可能であることが確認できること。 なお、(3) いちご高設栽培施設の部材の交換・補強については、事業活用の有無を問わず、当該設備が整備されている園芸用ハウスについても事業実施後7年以上にわたって継続して使用可能である必要がある。

区分	内容																				
上限事業費	長寿命化対策にかかる上限事業費は以下のとおりとし、これに該当する補助率を乗じた上限補助金額の範囲内で補助金を算定するものとする。 上限事業費（税込） <table> <tr> <td>(ア)ガラス室ハウス</td><td>6,819 千円/10 a</td></tr> <tr> <td>(イ)硬質プラスチックハウス</td><td>8,098 千円/10 a</td></tr> <tr> <td>(ウ)軽量鉄骨ハウス</td><td>5,179 千円/10 a</td></tr> <tr> <td>(エ)連棟型パイプハウス</td><td>2,816 千円/10 a</td></tr> <tr> <td>(オ)単棟型パイプハウス</td><td>2,492 千円/10 a</td></tr> <tr> <td>(カ)降雨防止施設</td><td>627 千円/10 a</td></tr> <tr> <td>(キ)果樹棚</td><td>433 千円/10 a</td></tr> <tr> <td>(ク)いちご高設栽培施設</td><td>2,569 千円/10 a</td></tr> <tr> <td>(ケ)茶防霜施設</td><td>199 千円/10 a</td></tr> <tr> <td>(コ)茶加工用機械・装置</td><td>7,385 千円/1 機械・装置当たり</td></tr> </table>	(ア)ガラス室ハウス	6,819 千円/10 a	(イ)硬質プラスチックハウス	8,098 千円/10 a	(ウ)軽量鉄骨ハウス	5,179 千円/10 a	(エ)連棟型パイプハウス	2,816 千円/10 a	(オ)単棟型パイプハウス	2,492 千円/10 a	(カ)降雨防止施設	627 千円/10 a	(キ)果樹棚	433 千円/10 a	(ク)いちご高設栽培施設	2,569 千円/10 a	(ケ)茶防霜施設	199 千円/10 a	(コ)茶加工用機械・装置	7,385 千円/1 機械・装置当たり
(ア)ガラス室ハウス	6,819 千円/10 a																				
(イ)硬質プラスチックハウス	8,098 千円/10 a																				
(ウ)軽量鉄骨ハウス	5,179 千円/10 a																				
(エ)連棟型パイプハウス	2,816 千円/10 a																				
(オ)単棟型パイプハウス	2,492 千円/10 a																				
(カ)降雨防止施設	627 千円/10 a																				
(キ)果樹棚	433 千円/10 a																				
(ク)いちご高設栽培施設	2,569 千円/10 a																				
(ケ)茶防霜施設	199 千円/10 a																				
(コ)茶加工用機械・装置	7,385 千円/1 機械・装置当たり																				

別表 10 中古ハウスリノベーション対策の実施基準

区分	内容
補助対象	中古園芸用ハウス等（中古園芸用ハウス、中古育苗ハウス、中古降雨防止施設、中古果樹棚）の取得・解体・再建・修繕・補強、附帯設備導入等 補助対象経費は、以下の本体（<u>下線</u>）の導入、及び当該本体において必要となる附帯設備・機械・装置・資材等の導入・交換・補強に係るものとする。 【本体】 ・中古園芸用ハウス等（<u>硬質プラスチックハウス／軽量鉄骨ハウス／パイプハウス／降雨防止施設／果樹棚／育苗ハウス（周年使用するもの、又はベンチとセットであるもの）</u>）※中古園芸用ハウス等に附帯する中古設備・機械・装置・資材を含む 【設備・機械・装置・資材】 ・骨材・部材等（骨材・部材・消耗品（スプリング、ハウスバンド、パッカー、被覆資材を含む）、及びハウス等に附帯する中古設備・機械・装置・資材の交換・補強）／重油式等暖房装置・燃油タンク・防油堤／電照装置／いちご高設栽培施設／複合環境制御装置／自動カーテン装置（自動谷換気装置、自動サイド巻き上げ装置を含む）／養液栽培装置／省力施肥灌水装置／環境感知警報機／光合成促進装置／細霧冷房装置／施設全面開放装置／換気扇／多層被覆装置／排熱回収装置／循環扇／ヒートポンプ／その他特に必要な機械・装置
補助要件	（１）中古園芸用ハウス等の取得により、作付面積が拡大すること。 ただし、新規就農者育成対策に取り組む事業実施主体及び知事が特に必要と認める事業実施主体に限り、取得済みの中古園芸用ハウスについても補助対象とする。 （２）園芸団地整備対策の場合、園芸団地における作付面積及び受益者の作付面積が拡大すること。 （３）ハウス新設に比べて低コストであること。 （４）耐用年数が経過している中古園芸用ハウス等については、事業実施後７年以上にわたって継続して使用可能であることが確認できること。耐用年数が経過していない中古園芸用ハウス等については、耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が７年以上であれば事業実施後残存年数以上、残存年数が７年以内であれば事業実施後７年以上にわたって、継続して使用可能であることが確認できること。 （５）中古園芸用ハウスの持ち主と事業実施主体の受益者の全てが３親等内の親族ではないこと。
上限事業費	中古園芸用ハウス等の取得にかかる上限事業費は以下のとおりとする。 （１）耐用年数が経過していない中古園芸用ハウス等の場合 残存簿価又はハウスメーカー等の第三者の査定額のいずれか低い額 （２）耐用年数が経過している中古園芸用ハウス等の場合 ハウスメーカー等の第三者の査定額